

## 3-3 所得種類別課税状況

## (1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他の非課税分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	2,654,200	398,130	129,141	38,541,726	41,325,067	398,130
社	債	2,640,760	396,114	127,372	33,000,788	35,768,920	396,114
預貯金	郵便貯金	89,543,580	13,431,537	15,918,579	443,708	105,905,867	13,431,537
	銀行預金	15,262,213	2,289,332	620,659	3,016,938	18,899,810	2,289,332
	銀行以外の金融機関の預金	3,763,220	564,483	430,095	5,233,827	9,427,142	564,483
	勤務先預金	2,700,020	405,003	13,034	-	2,713,054	405,003
合同運用信託の収益の分配		191,253	28,688	19,503	15,874	226,630	28,688
公社債投資信託の収益の分配		130,406	19,561	-	-	130,406	19,561
小 計		116,885,652	17,532,848	17,258,383	80,252,861	214,396,896	17,532,848
定期積金の給付補てん金等		800,240	120,036	-	89,363	889,603	120,036
匿名組合契約等に基づく収益の分配、生命保険等の差益		148,384	22,844	3,279	-	151,663	22,844
割引債の償還差益		-	-	-	-	-	-
計		117,834,276	17,675,728	17,261,662	80,342,224	215,438,162	17,675,728

調査対象等：平成18年2月から平成19年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (2) 利子所得等の累年比較

年 分	支 払 金 額			総 額	源泉徴収税額
	課 税 分	非 課 税 分			
		障害者等及び財形貯蓄	そ の 他		
	千円	千円	千円	千円	千円
平成14年分	367,194,251	94,613,347	110,735,699	572,543,297	54,820,375
平成15年分	236,426,860	58,162,536	88,701,747	383,291,143	35,338,375
平成16年分	350,699,926	95,721,394	103,884,572	550,305,892	52,399,150
平成17年分	233,461,865	46,163,926	76,731,143	356,356,934	35,020,233
平成18年分	117,834,276	17,261,662	80,342,224	215,438,162	17,675,728

## (3) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
利益又は利息の配当、剰余金の分配、 基金利息の分配、特定証券投資法人の 投資口の配当等	千円 192,537,939	千円 35,295,960	千円 14,010,069	千円 34,414,238	千円 2,362,392	千円 240,962,246	千円 37,658,352
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定目的信託の収益の分配	-	-	-	78,631	7,214	78,631	7,214
合 計	192,537,939	35,295,960	14,010,069	34,492,869	2,369,606	241,040,877	37,665,566

調査対象等：配当等の支払者から平成19年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（配当等の支払調書）」及び平成18年2月から平成19年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (4) 配当所得の累年比較

年 分	支 払 金 額					源泉徴収税額
	一 般 課 税 分	非 課 税 分	源泉分離課税適用分	特 例 税 率 適 用 分	総 額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成14年分	143,996,213	7,200,633	899,568		152,096,414	29,103,252
平成15年分	140,049,849	8,221,145	1,155,650		149,426,644	20,976,181
平成16年分	155,977,327	8,862,845	-		164,840,172	24,523,902
平成17年分	175,451,946	11,336,423		20,310,903	207,099,272	27,835,488
平成18年分	192,537,939	14,010,069		34,492,869	241,040,877	37,665,566

## (5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	千円 96,062,922	千円 6,695,868

調査対象等：平成18年2月から平成19年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (6) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 1,740,900,464	千円 75,908,630	千円 7,425,195,274	千円 350,938,175	千円 9,166,095,738	千円 426,846,805
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	6,888,413	111,448	90,736,612	1,731,704	97,625,025	1,843,152
	計	1,747,788,877	76,020,078	7,515,931,886	352,669,879	9,263,720,763	428,689,957
退 職 所 得		118,065,461	2,398,010	182,112,647	6,662,173	300,178,108	9,060,183
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-	-	-	-

調査対象等：給与等の支払者から平成19年4月30日までに提出された「法定資料合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成18年2月から平成19年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明 1 **法定資料**とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務づけられている資料をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定資料の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

2 **徴収猶予**とは、通常の法定期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予すること。したがって、一定の期間法定納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

## (7) 給与所得及び退職所得の累年比較

年 分	俸 給		給 料		賞 与	
	官 公 庁		そ の 他		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成14年分	1,515,290,128	78,265,099	8,357,705,331	307,330,313	9,872,995,459	385,595,412
平成15年分	1,765,307,292	72,695,752	6,899,357,224	298,798,849	8,664,664,515	371,494,601
平成16年分	1,728,310,917	71,696,565	6,905,958,300	309,781,711	8,634,269,217	381,478,276
平成17年分	1,638,039,484	69,723,794	6,986,672,234	319,543,996	8,624,711,718	389,267,789
平成18年分	1,747,788,877	76,020,078	7,515,931,886	352,669,879	9,263,720,763	428,689,957

年 分	退 職 所 得	
	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
平成14年分	383,300,534	11,441,640
平成15年分	369,163,597	10,379,999
平成16年分	365,868,900	10,297,793
平成17年分	321,995,198	10,451,947
平成18年分	300,178,108	9,060,183

## (8) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	154,770	18,776,694	1,952,785
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	176,995	92,973,890	9,329,853
	診療報酬	7,709	130,723,058	11,445,112
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	66,755	106,367,050	5,795,075
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	4,768	4,257,107	432,434
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	10,955	17,391,650	1,146,929
	契約金・賞金	16,332	4,018,399	210,194
	小 計	438,284	374,507,848	30,312,382
法第203条の2該当（公的年金等）		80,500	95,563,128	2,584,835
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		348,638	149,612,102	641,052
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		46	150,535	14,854
計		867,468	619,833,613	33,553,123
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成19年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（報酬・料金・契約金及び賞与の支払調書）」及び平成18年2月から平成19年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

## (9) 報酬・料金等所得の累年比較

年 分	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
	人	千円	千円
平成14年分	768,168	640,913,514	37,874,307
平成15年分	905,169	643,222,966	34,966,667
平成16年分	917,763	633,715,394	32,901,000
平成17年分	889,247	641,643,778	34,154,615
平成18年分	867,468	619,833,613	33,553,123

## (10) 非居住者等所得の課税状況

区 分	人員	支払金額			源泉徴収税額	左のうち租税特別措置法又は租税条約により課税の軽減を受けたもの			
		課税分	非課税又は免税分	総 額		適用の内容	人員	支払金額	源泉徴収税額
	人	千円	千円	千円	千円		人	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	-	108,522	-	108,522	12,175	租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定目的信託の収益の分配	-	9,909,837	-	9,909,837	635,214	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
匿名組合契約に基づく収益の分配	-	7,099	-	7,099	1,420				
給 与 ・ 賞 与 等	2,581	3,233,184	1,475,189	4,708,373	565,751	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
退 職 所 得	-	78	-	78	13	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
役 務 の 報 酬	257	1,473,874	8,846	1,482,720	294,829	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	237	1,847,513	685,427	2,532,940	178,425	租税条約の適用を受けたもの	102	1,651,799	167,774
著作権の使用料又はその譲渡による対価	507	387,555	344,980	732,535	52,166	租税条約の適用を受けたもの	266	257,808	27,746
貸 付 金 の 利 子	-	-	-	-	128,325	租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	62	142,039	-	142,039	25,460	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
機 械 等 の 使 用 料	-	-	-	-	-	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	130	2,408,157	-	2,408,157	217,207				
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	200	79,694	18,033	97,727	14,395	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	1	935	-	935	27				
賞 金	19	1,889	-	1,889	340	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
合 計	-	19,600,376	2,532,475	22,132,851	2,125,746		368	1,909,607	195,520

調査対象等：平成19年4月30日までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定資料の合計表（非居住者等に支払われる給与等の支払調書）」及び平成19年1月までに提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

## (11) 非居住者等所得の累年比較

年 分	支 払 金 額		源泉徴収税額
	総 額	総額のうち 非課税又は免税分	
	千円	千円	千円
平成14年分	13,547,199	3,048,046	1,583,491
平成15年分	17,057,873	2,844,734	1,587,786
平成16年分	16,115,152	1,927,859	1,789,875
平成17年分	19,366,890	2,336,250	2,220,673
平成18年分	22,132,851	2,532,475	2,125,746